

議員提出議案第4号

「労働者協同組合法」の早期制定に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和元年7月4日

墨田区議会議長

田中邦友様

提出者	墨田区議会議員	加藤拓
	同	沖山仁
	同	しもむら緑
	同	坂井ユカコ
	同	おおこし勝広
	同	はねだ福代
	同	高柳東彦

「労働者協同組合法」の早期制定に関する意見書

我が国では、少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域の様々な場面において、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野においては、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっています。

一方、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズは高まっています。

こうした状況の中で、自分らしい主体的な働き方を実現し、多様な就労機会を創出し、さらに、その就労により地域の課題を解決するため、出資と労働が一体となった協同労働に係る新たな法人制度を求める声が高まっています。

国会においては、従前から超党派議員連盟によって協同労働に係る法制化が議論されてきましたが、実現には至っていません。

この間、諸問題を整理し、「労働者協同組合法案（仮称）」として改めて議論が行われていると認識していますが、組合に参画する全ての者が出資をして組合員となり、自ら運営にも参加し、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利の法人形態は、今日まで存在していません。

また、我が国では、個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農協や生協など事業主又は消費者のための協同組合はありますが、労働者のための協同組合は無いことから、新たな法人制度が是非とも必要と考えます。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、下記事項について取り組むよう強く要望します。

記

- 1 出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人である労働者協同組合（仮称）の設立を可能とするため、「労働者協同組合法」を早期に制定するとともに、労働関連法令の早期整備を推進すること。
- 2 簡便な手続で設立できるようにするため、労働者協同組合（仮称）の設立は、準則主義によるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年7月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて